

運 営 規 程

福祉用具貸与事業所
介護予防福祉用具貸与事業所

ペアレント・ホームケア
親 おもい

事業の目的

第1条 有限会社ペアレント・ホームケア親おもいが開設するペアレント・ホームケア親おもいが行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業所(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者(以下「福祉用具専門相談員」が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具(法第七条第十七項により厚生労働大臣が定める福祉用具)貸与を提供することを目的とする。

運営の方針

第2条 1. 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 ペアレント・ホームケア親 おもい
2. 所在地 千葉県船橋市薬円台6-11-11

従業者の職種、員数、職務内容

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
2. 専門相談員 常勤換算方法 2名以上
専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成・変更などを行い、指定福祉用具等の選定の援助、取付け調整等専門的な援助や、指定福祉用具等の貸与の提供に当る。

営業日及び営業時間

第5条 業日及び営事業所の営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9:00から午後6:00までとする。
電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。

事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

1. 事業の提供に当っては、利用者の身体の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、使用方法の指導、故障時の対応などを適切に行う。
 2. 事業の提供に当っては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
 3. 提供する指定福祉用具等の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
 4. 事業の提供に当っては、使用方法や使用上の留意点等を利用者及びその家族に十分に説明し、理解を得た上で行うものとする。
- 2 指定福祉用具の品目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づき以下のものとする。
- (1) 車いす
 - (2) 車いす付属品
 - (3) 特殊寝台
 - (4) 特殊寝台付属品
 - (5) 床ずれ予防用具
 - (6) 体位変換器
 - (7) 手すり
 - (8) スロープ
 - (9) 歩行器
 - (10) 歩行補助つえ
 - (11) 認知症老人徘徊感知器
 - (12) 移動用リフト
 - (13) 自動排泄処理装置
- 3 事業を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、法定代理受領の1割または2割の額とする。なお、貸与期間が1ヶ月に満たない場合については次のとおりとする。
- ① 契約の開始日がその月の15日以前の場合はレンタル料相当額
 - ② 契約の開始日がその月16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
 - ③ 契約の終了日がその月の15日以前の場合は、月額レンタル料の1/2相当額
 - ④ 契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
 - ⑤ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額
- 4 第10条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。
なお、自動車をしようした場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル100円を徴収する。
- 5 搬入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)の費用はその実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(衛生管理)

- 第7条 1, 福祉用具の貸与に当たっては、回収した福祉用具をその種類、材質あわせて別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。なお、福祉用具の保管

消毒については、株式会社東山産業に委託して行う。

- 2, 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議において
その対策を協議し、対応指針策を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策
の資質向上を務める。

（緊急時における対応方法）

第8条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに
主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、
緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援
事業者（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じる
ものとする。

（苦情処理）

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 船橋市・市川市・習志野市・鎌ヶ谷市・八千代市・千葉市花見川区

（個人情報の保護）

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について（個人情報の保護に関する法律）及び
厚生労働大臣が作成した（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのため
のガイドライン）を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外
の目的原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解
を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業者は、専門相談員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修を実施
する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後2ヶ月以内 2. 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約
の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の
管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、
次にあげる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定してます。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について

従業者に周知徹底を図っています。

- 3 虐待防止のための指針を整備しています。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的に研修を実施してます。
- 5 サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

第13条 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし自傷他害の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられ、以下1～3の要件を満たすときは、利用者に対し説明し同意を得たうえで必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合利用者の心身の状況・緊急の理由、経過観察・検討内容について記録し5年間保存します。

- 1 直ちに身体拘束を行わないと、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶ時。
- 2 身体拘束以外に代替する介護方法がない場合。
- 3 利用者または他人に対し危険が及ぶ事がなくなれば直ちに身体的拘束を解く場合。

第14条 業務継続計画の策定について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具の貸与の提供を継続的に実施するため非常時早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 専門相談員等に対し、業務継続計画について周知し必要な研修・訓練を定期的の実施します。
- 3 定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第15条 ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から職場においてハラスメント行為であって、業務上必範囲を超えたものにより専門相談員の就業環境が害されることを防止するため必要に応じて適切な処置を講じるものとします。

下記のような行為があった場合契約書及び重要事項説明書に基づきサービス提供を中止いたします

- 1 性的な話をする。必要のない肌を触るなどのセクシャルハラスメント行為
- 2 特定の相談員等へ嫌がらせ、理不尽なサービス提供の要求など。
- 3 叩く、つねる等の身体的暴力行為
- 4 行事間の電話、事業所や訪問介護員に対する理不尽な苦情の申し立てる行為
- 5 その他の訪問介護員の就業環境に悪影響を与える行為

この規定は、令和7年4月1日から施行する。